

短期プロジェクトにおける検討の範囲について

<事務局案>

今般の短期プロジェクトにおいては、「退職給付債務の計算に使用する割引率の取扱い」の見直しだけを取り上げる。具体的には、現行の退職給付会計基準 注解(注6)にある「割引率は、一定期間の債券の利回りの変動を考慮して決定することができる」旨の記載を削除することを中心に、これに関連する事項を検討する。

<理由>

- 当委員会では、IASBとの東京合意において、2008年までの短期の目標として、ECによる同等性評価に関連して2005年7月に欧州証券規制当局委員会(CESR)が日本基準で作成された財務諸表に対して補正措置を提案した項目について、差異を解消するか会計基準が代替可能となるような結論を得るものとしている。
- 一方、現在、IASBとFASBはそれぞれの退職給付に係る会計基準を見直すプロジェクトを立ち上げており、将来的には、当該基準のコンバージェンスに向けて両者が共同して作業を行っていくことが予定されている。また、当委員会も、IASBとの東京合意において、将来的に開発される予定の会計基準については、その検討の段階から緊密に作業を行うことを表明している。
- CESRは、退職給付に係る会計基準に関連して重要な差異になり得る項目として、「日本基準とIFRSの間の細部に関するさまざまな差異」と「退職給付債務の計算に使用する割引率の取扱い」の2点を取り上げていたが、このうち前者の「日本基準とIFRSの間の細部に関するさまざまな差異」については、上記の国際的な議論と歩調を合わせて中長期的に検討を行っていくことが適当であると考えられる。したがって、今回の短期プロジェクトでは、後者の「退職給付債務の計算に使用する割引率の取扱い」に関連する事項に絞って検討していく。
- なお、「日本基準とIFRSの間の細部に関するさまざまな差異」に関しては、CESRによる技術的助言(2005年7月)の中で、我が国の退職給付に係る会計基準とIFRSのそれは同一の目的を有し同一の原則に従っているとしながらも、細部に関するさまざまな差異が重要な差異となり得るとの評価がされている。ここでいうさまざまな差異としては、確定給付型の退職給付制度における退職給付見込額の期間配分方法や過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法が想定されるが、これらについては現行の我が国の退職給付に係る会計基準においてその内容の注記が求められていることから、差異はあるものの代替可能な水準にはあると考えられる。

(補足)

CESRによる技術的助言の中では、米国基準も日本基準と同様に「米国基準とIFRSの間には細部に関するさまざまな差異がある」旨が記載されている。

以上